

名称に関する規制

医療法、医師法に抵触するような名称は使用できません。

【医療法(昭和23年法律第205号)第3条】

「病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、診察所、医院その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けてはならない。」

【医師法(昭和23年法律第201号)第18条】

「医師でなければ、医師又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。」